道路の位置の指定に関する事前協議書 　（表）（正・副）

 　　　　 　 年 　 月 　 日

 （提 出 先）

 　諏 諏 市 長 　　　　　　　　　様

 道路の位置の指定について、関係図書を添えて事前協議書を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 1.申請者（築造主）の住所及び氏名  |  〒印 　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　　  |
| 2.代理者の資格、住所及び氏名並びに事務所名  |  〒 印 電話番号　　　　　　　　　　　ＦＡＸ |
| 3.開発に係る土地の地名地番、用途地域  | ｲ.地名地番  |  諏訪市  |
| ﾛ.用途地域  |   |
| 4.開発区域面積  |  　　　　　　　　　　　 ㎡（指定道路部分を含む）  |
| 5.開発区域に隣接する区域の土地の状況 |  |
| 6.開発の目的  |   |
| 7.予定工期  | 　　 　 年 　 月 ～ 　　　 　 年 　 月  |
| 8.指定を受けようとする土地の地名地番、地目  | 地 名 地 番  | 地目  |
| 諏訪市  |   |
| 9.指定を受けようとする道路の幅員及び延長 |  幅員 ｍ  |
| 延長 ｍ 延長の合計 ｍ  |
| 10.接続する道路の種類及び幅員  |  幅員 ｍ  |
| 11.官民境界立会  | □済（　　 年 月 日）、□未立会  |
| 12.指定道路部分の雨水の排水先 | □水路等へ放流 関係部署との協議 □済 □未済 □地下浸透式　 関係部署名（ ） |
| ※開発敷地内の雨水排水については、原則宅内処理とする。水路等へ放流する場合は、各管理者へ事前に相談し、許可を得ること。  |

|  |  |
| --- | --- |
| ※受付欄  | ※備考  |

備考　１．※印の欄には、記入しないでください。

２．□のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。

 ３．２の欄には、代理者としての建築士又は行政書士等の資格及び登録番号を記入してください。

４．各欄で記入しきれない場合は、別紙にて資料等を添付してください。

５．提出部数は、正副各１部としてください。

権利者一覧表（事前協議時点）　（裏）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 道路の敷地となる土地の地名地番  | 面 積  | 権利の名称  | 住所・氏名  |
|   | ㎡  |   |   |
|   | ㎡  |   |   |
|   | ㎡  |   |   |
|   | ㎡  |   |   |
|   | ㎡  |   |   |
|   | ㎡  |   |   |
|   | ㎡  |   |   |
|   | ㎡  |   |   |
|   | ㎡  |   |   |
|   | ㎡  |   |   |
|   | ㎡  |   |   |
|   | ㎡  |   |   |

（備考）

1　事前協議書提出日現在の地名地番及び面積、権利者の住所氏名を記入すること。

2　指定道路敷に含まれる予定の地番全てについて記入すること。

（参考書式）

 年 月 日

協議結果報告書

諏訪市長　 　　　　　　　　様

道路築造主 住所

 氏名 　　 ㊞

 諏訪市 に築造を計画している建築基準法第４２条第１項第５号の規定による位置の指定を受ける道路（私道）の開発区域外関係者に対して、以下の事項について協議したことを報告します。

■協議事項（必要に応じて添削して下さい。）

□ 道路築造計画について

□ 位置の指定を受けた後に制限を受ける、建築基準法第４４条、第４５条および第５６

条に係る事項について

□ 道路の利用・維持管理について

□ 道路に接する工作物の維持管理について

□ その他（ ）

■協議実施日 ： 　　 　 年　 月 　 日

■関係者住所氏名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 住 所  | 氏 名  | 開発予定地との関係  | 条件等※  |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |

※ 協議の結果、条件等を定めた場合は、記入して下さい。

様式第1号(第3条関係)

(表)

 正 建築基準法による道路の位置指定申請書

 年　 月 　 日

 (あて先) 諏訪市長 　 様

申請者 住 所

氏 名 印

 下記のとおり道路の位置を指定してください。記

|  |  |
| --- | --- |
| 1 道路築造主住所氏名  | 印 電話番号 　　　　　　　 |
| 2 代 理 人 住 所 氏 名  | 印 電話番号 　　　　　　　ＦＡＸ |
| 3 関係土地の地名地番  |   |
| 4道路の位置の標示方法 |   |
| 5 道路の長さ及び幅員  | 延　長　　ｍ 　幅　員　　ｍ | 開 発 面 積  | ㎡  |
| 6 道路の完成予定月日  |   | 造成予定戸数  | 戸  |
| 市 長  | 副市長  | 部 長  | 課 長  | 係 長  | 係  | 主 務  |
|   |   |   |   |   |   |   |
| 調 査 記 載 欄  |   |
| 合 議 記 載 欄  |   |
|   |
|   |
| 収　受  | ・ ・  | 指　定  | ・ ・  |
| 起　案  | ・ ・  | 指 定 番 号  | 第 号  |
| 　　決　済 | ・ ・  | 公　告  | ・ ・  |

(裏)

 承 諾 書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 道路の敷地となる土地の地名地番  | 　面 | 積  | 所有者・使用者管理者の別  | 住　所　氏　名 | 印  |
|   |  | m2  |   |   |  |  |  |  |
|   |  | m2  |   |   |  |  |  |  |
|   |  | m2  |   |   |  |  |  |  |
|   |  | m2  |   |   |  |  |  |  |
|   |  | m2  |   |   |  |  |  |  |
|   |  | m2  |   |   |  |  |  |  |
|   |  | m2  |   |   |  |  |  |  |

(備考)

1 建築基準法施行規則第9条の規定により、申請書の正本及び副本にそれぞれ次の図書を添付し

てください。

1. 付近見取図
2. 地籍図(計画平面図・公図写)
3. 道路構造図(縦横断図)
4. 承諾書(協議書等)
5. 土地の登記事項証 書

6　 印鑑証明書

 7　 面積表（開発予定区域）

 8　 水路（河川）占用許可書の写

 9　 農地転用許可書の写

10　 その他

 副 建築基準法による道路の位置指定書

 道路指定　 第 　諏－ 　 　号

 　 様

 年 月 日付け申請のあつた道路の位置を下記のとおり指定する。

 年 月 日

 諏訪市長 印

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 道路築造主住所氏名  |  | 電話  |
| 2 代 理 人 住 所 氏 名  |  | 電話  |
| 3 関係土地の地名地番  |   |  |
| 4 道路の位置の標示方法 |   |  |
| 5 道路の長さ及び幅員  | 延長 ｍ 幅員 ｍ | 開発面積  | ㎡  |
| 6 道路の完成予定月日  |   | 造 成 予定 戸 数  | 戸  |

【関係法令：抜粋】

建築基準法

（道路の定義）

第四十二条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員四メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、六メートル。次項及び第三項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

一 道路法 （昭和二十七年法律第百八十号）による道路

（略）

五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法 、都市計画法 、土地区画整理法 、都市再開発法 、新都市基盤整備法 、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 又は密集市街地整備法 によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

建築基準法施行令

（道に関する基準）

第百四十四条の四 法第四十二条第一項第五号 の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの一に該当する場合においては、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この条において同じ。）とすることができる。

イ 延長（既存の幅員六メートル未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するま

での部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が三十五メートル以下の場合

ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ハ 延長が三十五メートルを超える場合で、終端及び区間三十五メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合　　する自動車の転回広場が設けられている場合

ニ 幅員が六メートル以上の場合

ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

1. 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が百二十度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ二メートルの二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
2. 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
3. 縦断勾配が十二パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
4. 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。
5. 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。
6. 地方公共団体は、前項の規定により第一項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。